## 利用希望者の方へ



物件情報 閲覧 ◆町のホームページ及び町の担当課窓口にて、公開されている空き家等の概要を確認します。

ホームページがご覧になれない場合は、お問合せください。

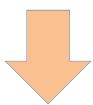
【担当:東庄町役場企画財政係 TeO478-86-6084】





## 利用登録申込

- ◆閲覧した空き家等の中に、売買又は賃借を希望したい物件がある場合は、 次の書類を提出して、空き家・空き地バンクの利用登録申し込みをお願い します。
  - ⑦ 利用登録申込書(様式第9号)
  - ♂ 誓約書 (様式第 10号)
  - の 申込者の身分を証するもの (運転免許証の写し等)
  - ※⑦⑦⑦に加えて、所得証明書等の提出をお願いする場合がございます。 (提出書類は郵送可)



●ご提出書類を確認・調査した後、空き家・空き地バンク利用登録台帳へ 登録させていただきます。そして、担当者が利用を希望する空き家等の 物件登録者へ連絡し、現地見学の日程調整をします。



現地見学

◆物件登録者の立合いのもと、利用登録者は現地確認を行います。 水回り設備や建屋の状況等、詳しく確認してください。





交渉契約

## ※町は、売買や賃貸借の交渉・契約に関して、仲介行為は行いません。

- ◆契約交渉は、当事者間で行う方法と、町が協定を締結する宅建協会に 仲介を依頼する方法とがあり、どちらかでお願いします。 安全な取引をしていただくため、宅建協会を通して契約することを お勧めします。なお、仲介には法律に定められた仲介手数料が必要 となります。
- ◆契約後のトラブル等も、当事者間で解決をお願いいたします。

## ※留意事項

- ・空き家・空き地バンクの登録は、賃貸や売買をお約束するものではありません。
- ・空き家等の登録が無い場合がございます。事前に電話等でお問合せ確認の上、ご来庁ください。